

政策企画室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分を除く)

【令和元年度第1四半期分】

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	次期総合戦略策定支援及び政策課題の解決に向けた基礎調査業務	各種施策研究・調査	株式会社 総合計画機構	7,811,640	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成31年度市政広報用映像コンテンツ作成業務	映画・ビデオ等	株式会社フルフィル	6,207,192	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	G5	-
3	平成31年度広報紙(全市情報部分)企画編集業務委託	デザイン	株式会社トライアウト	4,017,600	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	G5	-
4	平成31年度 広報研修事業	研修	一般社団法人日本経営協会	2,901,828	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	G5	-
5	市民の声データベースシステム運用保守業務	システム運用・保守	西日本電信電話株式会社	1,026,382	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

No. 1

随意契約理由書

1 案件名称

次期総合戦略策定支援及び政策課題の解決に向けた基礎調査業務

2 契約の相手方

株式会社 総合計画機構

3 随意契約理由

本業務は、国や地方に関わらず、行政や子ども・教育、健康・医療、経済・産業、まちづくり等幅広い分野にわたる各種統計データや政策事例、民間動向等の情報を、常時的確に収集・整理し、行政で捕捉できていない幅広い情報の入手、さらには各種統計データ等の客観的かつ高度な解析を行うものである。

本業務を行うにあたっては、まず、本市を俯瞰的な視点で見ながら、政策を検証していくための関連データを収集し、課題を検証するための分析を行う必要がある。また、大阪市人口ビジョンでは、将来展望の想定にあたりベースとなる将来推計の確度や人口動態を客観的かつ的確に分析する必要があるとともに、次期総合戦略の作成にあたっては、本市施策と密接に関連する新たな社会潮流に関する情報を迅速かつ的確に収集するといった高度で専門的な技術が必要であり、契約の相手方の持てる能力や経験により、得られる成果が大きく左右される。

そのため、人口問題や各種統計分析等に関する知識や、施策ごとに関係指標等を収集・整理する能力、また、課題を設定しそれをまとめる能力等、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとし、予定価格の範囲内で最大の効果を得る公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、本業務の目的等を理解したうえで最も優秀な提案を行った事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会を開催し、意見を聴取した結果、株式会社 総合計画機構が契約の相手方として適格であると評価されたため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

政策企画室企画部政策調査担当（電話番号 06 - 6208 - 9723）

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度 市政広報用映像コンテンツ作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社フルフィル

3 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

4 随意契約理由

本業務は、デジタルサイネージ・YouTube等を活用し、市の重要施策の内容を市民・区民に効果的にわかりやすく伝える映像の作成を行うものである。

映像作成にあたっては、本市が求める広報の目的、提供する情報等を正しく理解する「情報・趣旨の理解力」、市民により分かりやすく伝わるよう情報を構成し、表現できる「伝わるための企画・構成・表現力」が必要である。さらには、プロデューサーやディレクターをはじめ作成に関わる者全体で「何をどう伝えるか」という統一的な認識のもと、撮影から映像の作成までを一貫して実施できる「事業実施体制」が求められる。

仕様内容に基づいた価格競争による業者選定では、これらの高度で専門的な技術力を推し量ることができず、また体制面を十分に把握することは難しい。これらの能力が不十分であり、また事業実施体制が不十分である場合には、企画から編集に至るまでの手戻りも多くなり、映像作成が放映時期に間に合わないことや、市民への誤った情報発信、伝わる映像作成が行えない恐れがあるなど、広報業務に与える影響は大きい。

以上のことから、高度で専門的な技術力の点において、より具体的な提案内容に対して妥当性、創造性等の技術評価並びに事業実施体制を確認することが重要であり、予定価格の範囲内で事業目的に対して最も優秀な提案を行った提案者と契約することができる公募型プロポーザル方式（企画提案方式）で実施することが望ましい。

上記をふまえ、平成31年度市政広報用映像コンテンツ作成業務にかかる公募型プロポーザル選定委員会において、学識経験者等から意見を聴取した結果、株式会社フルフィルの適格性が認められたため、その意見を踏まえ、株式会社フルフィルと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 (電話番号 06-6208-7251)

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度広報紙（全市情報部分）企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

市民に統一的に広報を行う必要がある全市情報については、各区が発行する区の広報紙における「全市情報部分」として作成し、掲載している。

その全市情報ページの企画編集等において、事業・施策などの情報を、わかりやすく効果的に市民に届けることで、市民が市政を身近に感じ、市政に対する理解を深めるとともに、施策を一層活用していただくことを目的とする。

本業務の実施にあたっては、広く企画提案を募集する公募型プロポーザルを実施し、本業務の趣旨・目的を理解したうえで、「情報・趣旨の理解力」、「伝わるための表現力」、「実施体制」、「実績」等、最も優秀な提案を行った事業者を選定することとしている。

これにより平成 31 年 2 月 14 日に開催した選定委員会にて審査し、最も優れた提案をした事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 （電話番号:06-6208-7254）

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度 広報研修事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 日本経営協会

3 随意契約理由

本業務は、各所属の広報担当職員を対象に、情報の受信側のトレンドや媒体の移り変わり等も踏まえ、広報に関する知識・スキルを体系的に研修実施することで、市民・区民が必要とする情報をより効果的に、わかりやすく発信できるよう、各所属における広報人材の育成を目的としている。

本市の広報に携わる職員は、原則として数年サイクルで人事異動があり、また専任で業務を行っている訳ではなく、長期に渡って知識、スキルを習得できる環境にはない中、一定レベルの広報物を自ら作成できることもさることながら、広告代理店や制作会社の力を最大限活用できるディレクション能力が求められている。本研修を通じて、読み手に見たい、読んでみたいと思っただけの広報物の作成に必要なセオリーやスキル、デザイン等と調整するうえでの必須事項等の習得をめざすものであるが、これらの習得のプロセスは一定の手法が確立されているものではなく、業者もしくは講師の有する経験やノウハウに大きく左右されるものである。

主な委託範囲はカリキュラムの設計、講師の選定・派遣、計画的かつ円滑な研修の実施とその効果測定となるが、行政側で効果的と考えうる研修内容等を考察し詳細・精緻な仕様を作成しても、現状を超える優れた研修効果をあげ、より市民・区民に伝わる情報発信へとつなげていくことには一定の限界がある。

一方、プロポーザル方式を採用した場合、業者が実施できる具体的な研修内容や知識・スキルを習得させるためのノウハウ、業者のプロジェクトマネジメント能力や講師陣の充実度などを事前に把握でき、また業者からの創作的・建設的な企画提案により、業者の決定や仕様の作成などを通じて、より優れた成果へつなげることができるものと期待できる。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般社団法人日本経営協会の適格性が認められたため、その意見を踏まえ、一般社団法人 日本経営協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 (電話番号 06-6208-7251)

随意契約理由書

1. 案件名称

市民の声データベースシステム運用保守業務

2. 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3. 随意契約理由

市民の声データベースシステムは、収集・把握した市政各般の市民の声を蓄積・分析することで施策反映の参考とするために開発され運用しているシステムである。システムの運用保守にあたっては、ソフトウェアの内部構造に精通していることが必須であり、加えて、システムの機器構成、処理手法や本市制度、職制を熟知した業者である必要がある。

西日本電信電話株式会社は、当該システムを開発した業者で、ソフトウェアのライセンスを占有している。また、この間、当該システムの保守及び改修業務について受託し着実に履行してきている実績も有している。よって、上述の諸要件を満たす唯一の業者である。

また、2019 年度 5 月の改元に伴う本システム改修業務も同社に委託しており、基本的なプログラム改修はすべて完了している。4 月以降に公表される新元号で表示・印字等正常に作動するよう最終的な調整についても改修事業者が行う必要がある。

したがって、本業務遂行の確実性や安全性の確保の観点から、西日本電信電話株式会社に本システム運用保守を委託するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

政策企画室市民情報部広聴担当（電話番号 06-6208-7331）